

○山梨県警察指名手配業務取扱要領の制定について

〔平成30年9月27日〕
〔例規甲(刑企通企)第27号〕

指名手配業務の取扱いについては、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）及び犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）に基づき運用してきたところであるが、この度、業務の合理化・効率化の観点から、山梨県警察における指名手配業務の運用の一元化を行ったことに伴い、新たに山梨県警察指名手配業務取扱要領を別添のとおり制定し、平成30年10月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

山梨県警察指名手配業務取扱要領

第1 目的

この要領は、指名手配業務の細目的な事項について、適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 指名手配

指名手配とは、逮捕状が発せられている被疑者の逮捕を依頼し、逮捕後に身柄の引渡しを要求する手配をいう。

なお、指名手配を行うに当たって被疑者を逮捕した場合における身柄の処置については、次のいずれかを明確にしなければならない。

(ア) 第一種手配

指名手配のうち、身柄の護送を求める場合の手配をいい、原則として、第一種手配によること。

(イ) 第二種手配

指名手配のうち、身柄の引取りに行く場合の手配をいい、当該手配は、逮捕時において捜査する必要があるなど特別の事情がある場合に行われるものであって、逮捕後に身柄を引き取る場合であっても事件処理に余裕があるときに限り、これを行うことができる。

(2) 指名通報

指名通報とは、被疑者が発見された場合に身柄の引渡しを求めず、その事件の処理を当該警察に委ねる手配をいう。

(3) 手配主務課

手配主務課とは、指名手配及び指名通報の業務を主管する所属をいい、刑事部刑事企画課とする。

(4) 捜査主務課

捜査主務課とは、指名手配及び指名通報に係る事件の捜査を主管する所属をいい、次に掲げる所属とする。

(ア) 生活安全部

少年・女性安全対策課及び生活安全捜査課

(イ) 刑事部

捜査第一課、捜査第二課及び組織犯罪対策課

(ウ) 交通部

交通指導課

(エ) 警備部

警備第一課

第3 任務

1 手配主務課長

手配主務課長は、指名手配統括責任者として、警察署長からの指名手配又は指名通報の登録要求に対し、その責任の下に指名手配の必要性及び可否を判断するものとする。

2 捜査主務課長

捜査主務課長は、警察署長からの指名手配又は指名通報の内容等に対する意見を述べることができるものとする。

3 警察署長

警察署長は、指名手配又は指名通報を行う必要がある場合において、手配主務課長に登録要求ができるものとする。

4 指名手配取扱責任者

指名手配取扱責任者は、手配主務課の次席又は課長補佐とし、警務部情報管理課照会センター（以下「照会センター」という。）の業務責任者と常に緊密な連絡協調に努め、手配及び照会業務の迅速かつ的確な運用に配慮するものとする。

なお、事務処理に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 警察署から要求を受けた指名手配を検討して手配資料の充実を図り、手配種別、方法、範囲等の適正を期すること。

(イ) 関係する都道府県警察本部の指名手配取扱責任者と相互の緊密な連絡を保持し、手配業務の円滑を期すること。

5 指名手配取扱補助者

指名手配取扱補助者は、手配主務課の指名手配及び指名通報に関する業務を行う警察職員とし、指名手配取扱責任者を補助するものとする。この場合において、照会センターの取扱責任者と常に緊密な連絡協調に努め、指名手配事務の処理に当たること。

第4 指名手配又は指名通報の手續及び範囲

1 指名手配又は指名通報の手續

指名手配及び指名通報は、警察文書伝送システムによって行うこと。ただし、緊急を要すると認められるときは、電話により行うことができる。

2 指名手配又は指名通報の範囲

- (1) 指名手配は、原則として都道府県警察（以下「府県警察」という。）の全てに対して行うこと。ただし、特定の府県警察に対して指名手配した場合においては、その他の府県警察に対しては指名通報をもって補うものとする。
- (2) 指名通報は、全国の府県警察に対して行うこと。

第5 指名手配等の運用

1 指名手配等を行う場合

(1) 指名手配又は指名通報

ア 警察署は、指名手配又は指名通報を行う必要があるときは、被疑者の特定及び手配の必要性について、指名手配（通報）検討票（第1号様式）を用いて検討した後、指名手配（通報）要求書（第2号様式）及び当該事件に係る疎明資料の写しを捜査主務課に提出し、協議後、手配主務課に提出した上、要求すること。

イ 手配主務課は、当該要求書等に基づき、指名手配の可否について検討し、指名手配又は指名通報を行う必要があると判断したときは、指名手配（通報）書（第3号様式）により手配先の府県警察本部手配主務課に対して行うとともに、照会センターに対し電子計算組織への登録を要求すること。

ウ 捜査主務課は、捜査上特に必要があり、ア又はイにより難しいときは、直接手配先の府県警察本部の捜査主務課に手配することができるものとする。

(2) 異動通報

指名手配又は指名通報の内容に異動を生じた場合は、（1）に準じて異動の通報及び登録の要求を行うこと。この場合において、指名手配（通報）要求書とあるのは指名手配（通報）異動要求書（第4号様式）に、指名手配（通報）書とあるのは指名手配・通報の異動通報（第5号様式）にそれぞれ読み替えるものとする。

2 指名手配又は指名通報を受理した場合

手配主務課は、他の府県警察から指名手配又は指名通報を受理したときにおいて

、必要と認めるときは、当該事件を主管する捜査主務課と協議して所要の処理を行うこと。

3 手配解除等

- (1) 警察署は、指名手配又は指名通報を解除する理由が生じたときは、捜査主務課に報告するとともに、直ちに手配主務課に対して指名手配（通報）解除要求書（第6号様式）を提出した上、解除の要求を行うこと。
- (2) 手配主務課は、指名手配・通報の解除通報（第7号様式）により手配先の府県警察本部の手配主務課に対して解除の通報を行うとともに、照会センターに対し手配解除の登録を要求すること。
- (3) 照会センターは、電子計算組織に対する手配解除の登録を行い、この登録をもって、指名手配又は指名通報を解除したものとみなす。

第6 資料の保管と対照

指名手配及び指名通報に関する資料の保管と対照は、次のとおりとすること。

(1) 資料の保管

- ア 手配主務課は、指名手配（通報）書及びこれらに関する資料（以下「指名手配関係資料」という。）を保管整理すること。
- イ 手配主務課は、指名手配等発信簿（第8号様式）を備えて、逮捕状の更新、手配解除の経過等を明らかにし、手配手続の正確を期すること。
- ウ 手配主務課は、他の府県警察から受理した指名手配について、指名手配等受理簿（第9号様式）を備え、立回り見込み先に対する捜査その他手配処理の状況を明らかにし、被疑者逮捕の実効を期すること。
- エ 手配主務課は、指名手配若しくは指名通報を解除したとき、又は、照会センターから他府県警察の指名手配若しくは指名通報の解除の通報を受理したときは、保管中の指名手配関係資料を削除すること。

(2) 資料の対照

- ア 照会センターは、警察署等から指名手配の有無の照会を受けたときは、警察庁の電子計算組織に送信し、その結果を回答すること。また、指名手配に該当する旨の回答を得たときは、併せて手配主務課に通報すること。
- イ 手配主務課は、照会センターからアの通報を受けたときは、保管整理している指名手配関係資料等により、手配種別、犯罪事実、逮捕状の有効期間等の確認を行い、照会者に必要事項を回答すること。

第7 留意事項

1 指名手配実施上の留意事項

(1) 被疑者の特定

手配警察署は、自らの責任において十分な捜査を行い、誤認逮捕を防止するた

め、真犯人と確信が持てる程度まで被疑者を特定して手配すること。

(2) 指名手配可否の判断

指名手配の可否を判断するに当たっては、当該事件に係る事件の性格、規模、態様等を吟味することはもとより、合理的及び効率的な捜査の運用という観点に立って判断すること。

2 逮捕時の留意事項

(1) 発見時の措置

指名手配被疑者を発見し、逮捕する際には、直ちに手配主務課及び捜査主務課に速報すること。

なお、発見した警察署は、事情の許す限り任意同行の上、指名手配事実の認否を確認するとともに、手配されている人相、身体特徴、顔写真等によって被疑者であることを確認してから逮捕するなど適切な措置を執ること。

(2) 逮捕の通告

ア 指名手配被疑者を逮捕した警察署は、手配主務課及び手配警察署に対し、その旨を速やかに通告し、手配主務課にあつては、手配警察における手配主務課にその旨を通告するものとする。

イ 指名手配事実以外の犯罪事実により被疑者を逮捕した場合においても、逮捕警察署は、指名手配の有無を照会センターに照会し、その結果、指名手配被疑者であることが判明した場合は、アと同様の措置を執るものとする。

3 身柄の取扱い

指名手配被疑者の身柄の取扱いについては、犯罪捜査規範第41条及び犯罪捜査共助規則第9条の規定に基づいて行うこととし、その事務は、手配主務課において行うこと。ただし、身柄の取扱いに関し、捜査上必要と認めるときは、捜査主務課と協議して行うこと。

第8 準用

この要領における警察署に関する事項は、警察本部の所属に準用するものとする。

第9 その他

1 登録、照会等

照会センターにおける指名手配及び指名通報の登録、照会等に関する業務については、山梨県警察照会センター業務運用要領の制定について（平成29年3月23日付け、例規甲（情管セ）第69号）によるものとする。

2 様式等

この業務において使用する様式については、別表1のとおりとする。